

## 成年年齢引き下げについて

成年年齢が 18 歳へ引き下げとなります。

民法改正により、2022 年 4 月 1 日に 18 歳、19 歳の方は新成人となります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約などができるようになります。例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入のためローンを組むといったとき、未成年の場合は親の同意が必要ですが、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人で行えるようになります。

また、未成年者の場合に、親の同意を得ずにした契約は、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができますが、成年に達すると、未成年者取消権は行使できなくなります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

契約する前によく考える

うまい話ほうのみにせず、きっぱり断りましょう

クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう

借金を勧める業者に要注意。クレジット契約も慎重に

困ったときは消費生活センターに相談を

消費者ホットライン 局番なしの 188 (いやや!) 番で身近な消費生活センターや相談窓口を案内しています。